

情 個 審 第 5 号  
令和7年4月28日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会  
委員長 亀田 哲也

行政文書部分開示決定に対する審査請求について（答申）

令和5年6月26日付け原対諮問第2号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「平成30年7月17日に開催した平成30年度第2回原子力災害に係る広域避難計画勉強会で使用した安定ヨウ素剤緊急配布場所方針（案）」部分開示決定に係る審査請求事案

（情報公開諮問第211号）

（情報公開答申第186号）

## 第1 審査会の結論

実施機関が令和5年3月31日付け原対指令第30号により行った部分開示決定については、これを取り消し、当該部分開示決定に係る行政文書を開示すべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 行政文書の開示請求

令和5年2月10日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次のとおり行政文書の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

「安定ヨウ素剤緊急配布場所方針（案） ※茨城県作成に係る」

### 2 実施機関の決定及び通知

(1) 実施機関は、本件開示請求に係る開示決定等の期間を60日間に延長する旨の決定を行い、令和5年3月1日付け原対第489号により、審査請求人に通知した。

(2) 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として、次の行政文書（以下「本件部分開示文書」という。）を特定した上で、本件部分開示文書のうち、「表題、項目名を除く全て」の部分（以下「本件不開示部分」という。）を不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年3月31日付け原対指令第30号により、審査請求人に通知した。

「平成30年7月17日に開催した平成30年度第2回原子力災害に係る広域避難計画勉強会で使用した次の文書

・安定ヨウ素剤緊急配布場所方針（案）」

また、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として、次の行政文書（以下「本件開示文書」という。）を特定した上で、開示決定を行い、令和5年3月31日付け原対指令第31号により、審査請求人に通知した

「平成30年10月26日に開催した平成30年度第3回原子力災害に係る広域避難計画勉強会で使用した次の文書

・安定ヨウ素剤緊急配布場所方針（案）」

### 3 審査請求

令和5年4月21日、審査請求人は、本件部分開示文書の開示を求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分はの取消しと、全部開示の決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### (1) 審査請求書における主張

本件処分に係る部分開示決定通知書（以下「本件部分開示決定通知書」という。）に記載されている不開示理由が具体的に判別できなかったため、本件処分の担当課である原子力安全対策課の担当者に尋ねたところ、「関連する市町村からの意見を踏まえたもの」との回答があった。

この回答が仮に事実として、本件部分開示文書は県作成の方針案であり、市町村に開示の可否を意見照会する必要はない。

また、その意見照会が条例に則った手続とは認められない。

さらに、原対指令第31号では、本件開示文書は全部開示された。

前回の広域避難計画勉強会で配付された方針（案）を公にすることで、本件部分開示決定通知書に記載されている不開示理由に該当するとは到底考えられない。

##### (2) 反論書における主張

本件部分開示文書は、平成30年7月17日の平成30年度第2回原子力災害に係る広域避難計画勉強会（非公開）において配布されたもので、次回の平成30年10月26日開催の平成30年度第3回原子力災害に係る広域避難計画勉強会（非公開）において、本件部分開示文書の内容を変更して反映したと思われる本件開示文書が配布され、こちらは全部開示されていることから、変更前の記述を不開示にする理由はない。

しかも、あくまでも配布場所の方針案であり、具体的な地名・地点を明記したものではない。

このような状況において、本件不開示部分を公にしたところで配布場所を誤信させるおそれは乏しい。

また、総合的に情報分析した結果、当該不開示情報は避難対象範囲となる原発30kmライン周辺に設置される予定の避難退域時検査場所と推察されるところ、実施機関がこれを公にしたいとすれば、その理由は、避難退域時検査場所での配布場所設置及びその可能性が明るみになれば、住

民の自主的な避難を誘発することや、配布場所として明確にしないことへの県民の反発を恐れたものと考えられる。

これが条例第7条第5号の不開示事由に該当しないことは明らかである。

さらに付言すると、当該文書は方針「案」と記載されているものの、その後、当該勉強会で検討された形跡はなく、既に市町村はこの方針案を基に具体的な配布地点の選考にかかっているところで、実質的には方針として決定済みと解するほかない。

決定済みの方針を県民に向けて公表しない不実はいうまでもない。

また、当該文書の作成から既に5年近くが経過しており、協議前の未成熟な情報とは評価できない上、仮に保存期間5年の文書と定義され、廃棄されてしまっていた場合、経緯を含めた意思決定過程を記録した公文書が全て外部から検証できないまま廃棄されていた恐れもあり、看過できるものではない。

茨城県の主張は、経緯を含めた意思決定の過程を文書として残し、請求を受ければ開示するという公文書管理、情報公開の両制度を根幹から否定するものであり、条例に規定された不開示事由の濫用とさえ言えるもので、これを到底認めることはできない。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件処分の理由

###### (1) 不開示情報該当性について

本件部分開示文書に記載された情報は、安定ヨウ素剤の緊急配布に係る県又は県と市町村内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であるところ、当該情報のうち、本件不開示部分は、配布する場所を具体的に想定でき、かつ、協議前の精査されていない未成熟な情報である。

原子力発電所から30km圏内に全国最多の住民を抱えている本県各自治体においては、住民をできるだけ円滑に避難させるための体制を構築することが必要であり、そのためには、直接的に避難ルートに関係する安定ヨウ素剤の緊急配布場所や避難経路については、住民に対して誤解なく理解されるよう、正確な情報を発信していかなければならない。

本件不開示部分は、安定ヨウ素剤の配布及び住民避難の主体である市町村に対しての意見聴取を踏まえた上で、公にすることで、市町村における今後の安定ヨウ素剤の配布に係る検討の結果、本件部分開示文書に記載された未成熟な情報と実際の配布場所とが大きく異なる場合も想定されることから、実際には配布されない場所を配布場所として認識されてしまう可能性があるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせ、また、安定ヨウ素剤の配布場所が決定されていない現時点においては、円滑な避難体制の構築

に支障が出るおそれがあると判断したものである。

したがって、条例第7条5号に該当し、不開示とすべき情報である。

(2) 審査請求人の主張について

ア 本件開示文書は、本件部分開示文書を元に市町村と協議してきた結果として示したもので、関係市町村が配布場所を決定していくために必要な方針案である。

本件開示文書に記載されている方針案は、開示決定時点において、その後の配布場所の検討を経ても、実際に配布する場所と方針案の内容とが大きく異なることは想定されず、配布する場所について県民に誤解を与え得る記載がないことから、上記(1)のようなおそれがなく、全部開示としたものである。

一方、本件部分開示文書に記載されている配布場所は、上記(1)のとおり、実際の配布場所と大きく異なる場合も想定されることから、上記(1)のようなおそれがあり、部分開示としたものである。

なお、現時点において、緊急配布場所を決定する必要がある全ての県内自治体が配布場所を決定している状況ではなく、この方針案についても、関係市町村が配布場所を決定していく過程で、必要に応じて修正するなど柔軟に対応すべきものと認識している。

イ 本件部分開示文書は県作成の文書であるが、公にした場合の影響は、上記(1)のとおり、安定ヨウ素剤の配布と住民避難の主体である市町村に及ぶものであることから、実施機関が判断の参考とするために市町村に意見照会をしたものであり、条例に意見照会の手続が明記されていないことをもって当該行為の必要性が否定されるものではない。

なお、条例第15条においては、「他の地方公共団体」が意見聴取の対象とされていないが、事前の意見聴取の必要性自体を否定しているわけではなく、不開示情報の判断をする上で適宜聴取すれば足りるとする趣旨である。

2 結論

以上により、本件処分について、違法又は不当な点はないと考える。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件開示請求に係る行政文書の特定について

本件開示請求に係る行政文書は、本件部分開示文書及び本件開示文書であると認められる。

2 本件処分の妥当性（条例第7条第5号該当性）について

(1) 条例第7条第5号該当性について

条例第7条第5号においては、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものが、不開示情報とされている。

(2) 審査請求人に交付された本件部分開示文書の写しにおける開示部分について

当審査会において本件部分開示文書を検分したところ、配布場所の種類のみが不開示とされており、本件不開示部分に比べてより広い部分が開示されているように見受けられたことから、当審査会事務局職員をして、実施機関に対し、上記の点について確認させたところ、本件処分については、本件部分開示決定通知書のとおり通知したが、審査請求人に交付する際には、配布場所の区分のみを不開示とした本件部分開示文書の写しを交付した旨の回答があった。

そうすると、本件不開示部分のうち、審査請求人に交付された本件部分開示文書の写しにおいて開示されている部分については、それを公にすることにより、安定ヨウ素剤の緊急配布に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは認められないから、条例第7条第5号には該当しない。

また、本件不開示部分のうち、審査請求人に交付された本件部分開示文書の写しにおいて開示されている部分に記載されている情報が、同条に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、当該部分は、開示すべきである。

(3) 審査請求人に交付された本件部分開示文書の写しにおける不開示部分について

本件部分開示文書は、本件処分の開示部分から、安定ヨウ素剤の緊急配布場所に係る方針の案であることが明白であり、また、審査請求人に交付された本件部分開示文書の写しにおいて不開示にされている情報は、配布場所の種類のみであることが認められる。

そうすると、当該不開示部分を公にすることにより、県民等に対して当該不開示部分の内容が安定ヨウ素剤の緊急配布場所に係る決定事項であると誤認させるとは認められず、また、県民等に対して実際には配布されない場所を配布場所であるかのように誤認させるとも認められない。

そのほか、当該不開示部分を公にすることにより、安定ヨウ素剤の緊急配布に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ

るおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは認められないから、条例第7条第5号には該当しない。

また、当該不開示部分に記載されている情報が、同条に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、当該不開示部分は、開示すべきである。

### 3 付言

本件処分については、上記2(2)のとおり、本件不開示部分と審査請求人に交付された本件部分開示文書の写しにおける不開示部分とが相違していることが認められる。

今後、実施機関は、行政文書部分開示決定通知書の「開示することができない部分の概要及びその理由」欄の「部分の概要」欄の記載内容と、開示請求者に交付する行政文書の写しの不開示部分とが相違することのないよう、決定通知書の正確な記載に努めることが望まれる。

### 4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
令和5年	6月	26日	諮問受理
令和7年	3月	18日	審査（令和6年度第12回審査会第一部会）
令和7年	4月	21日	審査（令和7年度第1回審査会第一部会）